

「無人航空機操縦者技能証明における身体検査実施要領」新旧対照表

改正案	現行
令和４年12月１日 制定（国空無機第237188号） 令和５年４月27日 一部改正（国空無機第12036号） 令和５年５月26日 一部改正（国空無機第45266号） 令和６年３月21日 一部改正（国空無機第236275号） <u>令和７年３月５日 一部改正（国空無機第63283号）</u> 国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長 無人航空機操縦者技能証明における身体検査<u>等</u>実施要領	令和４年12月１日 制定（国空無機第237188号） 令和５年４月27日 一部改正（国空無機第12036号） 令和５年５月26日 一部改正（国空無機第45266号） 令和６年３月21日 一部改正（国空無機第236275号） 国土交通省航空局安全部 無人航空機安全課長 無人航空機操縦者技能証明における身体検査実施要領
I．目的 本要領は、無人航空機操縦者技能証明（以下「技能証明」という。）における<u>身体検査並びに身体適性確認及び身体適性検査</u>（以下「<u>身体検査等</u>」という。）について、無人航空機操縦者の心身の状態が航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）の別表第６に定める身体検査基準<u>又は身体適性基準</u>に適合するかどうかについて検査<u>又は確認し</u>、及び判定を行うにあたり、その検査<u>又は確認</u>及び判定の方法の適正かつ統一的な運用を図ることを目的とする。	I．目的 本要領は、無人航空機操縦者技能証明（以下「技能証明」という。）における<u>身体検査</u>（以下「<u>身体検査</u>」という。）について、無人航空機操縦者の心身の状態が航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）の別表第６に定める身体検査基準（<u>以下「身体検査基準」という。</u>）に適合するかどうかについて検査及び判定を行うにあたり、その検査及び判定の方法の適正かつ統一的な運用を図ることを目的とする。
II．身体検査<u>並びに身体適性確認及び身体適性検査に係る</u>一般的な注意及び手続き １．定義	II．身体検査<u>及び証明実施上の</u>一般的な注意及び手続き １．定義

<u>(1)「身体検査」とは、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第132条の47第1項及び第2項に基づく、身体検査基準を満たしていることの検査をいう。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(2)「身体検査基準」とは、規則別表第6に定める身体検査基準をいう。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(3)「身体適性基準」とは、規則別表第6に定める身体検査基準のうち色覚に係る部分を除くものをいう。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(4) (略)</u>	<u>(1) (略)</u>
<u>(5)「無人航空機操縦者身体適性検査証明書」とは、医師又は登録更新講習機関により技能証明の有効期間の更新の申請前3月以内に受けた検査の結果を規則第29号の12様式に記載したものという。当該様式は別添5として本要領に添付するものとする。(規則第236条の57第1項第1号)</u>	<u>(新設)</u>
<u>(6)「身体適性確認」とは、法第132条の51第3項に基づく、身体適性基準を満たしていることの確認をいう。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(7)「身体適性検査」とは、規則第236条の57第1項第1号に定める無人航空機操縦者身体適性検査証明書を発行するに当たって、医師又は登録更新講習機関が行う検査をいう。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(8)～(11) (略)</u>	<u>(2)～(5) (略)</u>
<u>(12)「認定員」とは、身体適性確認に関し、身体適性基準への適合性について身体適性確認の実施及び判定を行う者をいう。</u>	<u>(新設)</u>
<u>(13) (略)</u>	<u>(6) (略)</u>
<u>(14)「登録更新講習機関における国土交通大臣が相当と認める職員」とは、登録更新講習機関に常駐する医師又は登録</u>	<u>(新設)</u>

更新講習機関と業務委託契約を結んだ医師をいう。なお、登録更新講習機関と医療機関が業務委託契約を結ぶことも可とする。

2. 身体検査並びに身体適性確認及び身体適性検査の意義

(1) 無人航空機の安全な飛行を確保するため、技能証明を新規で取得する場合は、無人航空機操縦者が身体検査基準に適合しているかどうかを検査し、適合と判定された者にのみ交付される身体検査合格証明書を有していなければ技能証明は交付することができない。また、技能証明の有効期間の更新を行う場合は、無人航空機操縦者が身体適性基準を満たしていることについて国土交通大臣の確認を受けなければ技能証明の更新を行うことができない。

(2) 無人航空機を飛行させるのに必要な身体の状態を保持しているかどうかについて検査又は確認し、及び判定を行うために、身体検査基準、身体適性基準及び本要領が定められている。

なお、一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をしないもの（当該限定の変更をされるものを含む。）に限る。）に係る身体検査基準及び身体適性基準は、大型の無人航空機による第三者上空飛行というリスクが高い飛行を行う操縦者に適用されることから、国際民間航空条約の附属書一に規定する第三種身体検査基準に相当する基準に適合する必要がある。

(3) ・ (4) 略

2. 身体検査の意義

(1) 無人航空機の安全な飛行を確保するため、無人航空機操縦者が身体検査基準に適合しているかどうかを検査し、適合と判定された者にのみ交付される身体検査合格証明書を有していなければ技能証明は交付することができない。

(2) 無人航空機を飛行させるのに必要な身体の状態を保持しているかどうかについて検査及び判定を行うために、身体検査基準（規則別表第6）及び本要領が定められている。

なお、一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をしないもの（当該限定の変更をされるものを含む。）に限る。）に係る身体検査基準は、大型の無人航空機による第三者上空飛行というリスクが高い飛行を行う操縦者に適用されることから、国際民間航空条約の附属書一に規定する第三種身体検査基準に相当する基準に適合する必要がある。

(3) ・ (4) (略)

3. 身体検査又は身体適性検査実施上の基本的心構え

次の諸点を基本的心構えとして、身体検査又は身体適性検査を実施すること。

(1) 検査員、検査員補助員、医師及び登録更新講習機関における国土交通大臣が適当と認める職員は、身体検査又は身体適性検査の実施にあたっては、受検者に対して心理的及び肉体的苦痛を与えないよう対応しなければならない。

(2) 身体検査又は身体適性検査の準備、業務分担、実施要領等において、円滑な身体検査又は身体適性検査の実施に努めなければならない。

4. 身体検査及び身体適性検査を受けるための準備

身体検査は、別添1「無人航空機操縦者身体検査証明書」を用いて、また、身体適性検査は、別添5「無人航空機操縦者身体適性検査証明書」を用いて、本要領に掲げる検査項目の結果を記録することにより行う。

なお、受検者にあつては、身体検査及び身体適性検査受検前に次に掲げる事項を申請者記入欄に記入するものとする。また、医療機関において、身体検査を受診する場合は、別添2「記入要領」を医療機関にて診断を行う医師に呈示するものとする。医療機関又は登録更新講習機関において身体適性検査を受診する場合は、別添6「記入要領」を医療機関又は登録更新講習機関にて診断を行う医師に呈示するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 受けようとする技能証明に係る資格の区分及び限定事項
(身体適性検査の場合は、更新をし、又は再交付を受け

3. 身体検査実施上の基本的心構え

次の諸点を基本的心構えとして、身体検査を実施すること。

(1) 検査員及び検査員補助員は、検査の実施にあたっては、受検者に対して心理的及び肉体的苦痛を与えないよう対応しなければならない。

(2) 身体検査の準備、業務分担、実施要領等において、円滑な身体検査の実施に努めなければならない。

4. 身体検査を受けるための準備

身体検査は、別添1「無人航空機操縦者身体検査証明書」を用いて、本要領に掲げる検査項目の結果を記録することにより行う。

なお、受検者にあつては、身体検査受検前に次に掲げる事項を申請者記入欄に記入するものとする。また、医療機関において身体検査を受診する場合は、別添2「記入要領」を医療機関にて診断を行う医師に呈示するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 受けようとする技能証明に係る資格の区分及び限定事項
資格区分、種類、重量及び飛行方法の該当項目に○を記入

ようとする無人航空機操縦者技能証明に係る資格の区分及び限定事項)

資格区分、種類、重量及び飛行方法の該当項目に○を記入するものとする。

(5)～(6) (略)

5. 検査員等の責務

(1) 検査員又は認定員が身体検査基準又は身体適性基準への適合性の判定を行うに当たっては、本要領に従い厳正かつ慎重に行わなければならない。この際、検査又は確認の結果が身体検査基準又は身体適性基準に適合するか否か不明なときは、身体検査合格証明書を交付し、又は身体適性基準を満たしていると認めてはならない。

(2) (略)

(3) 認定員が必要と認めるときは、申請者に対して、身体適性検査に関する医師の診断書の提出を求めることができる

○
(4) (略)

6. 身体検査等の指針

(1) 規則第236条の47第1項の規定による別表第6の検査項目の欄に掲げる項目について身体検査を、規則第236条の55の規定による別表第6の検査項目の欄に掲げる項目（色覚に係る部分を除く。）について身体適性確認又は検査を行わなければならない。

(2) 検査員、認定員、医師又は登録更新講習機関は、技能証明の身体検査並びに身体適性確認及び身体適性検査のい

するものとする。

(5)～(6) (略)

5. 検査員の責務

(1) 検査員が身体検査基準への適合性の判定を行うに当たっては、本要領に従い厳正かつ慎重に行わなければならない。この際、検査結果が身体検査基準に適合するか否か不明なときは、身体検査合格証明書を交付してはならない。

(2) (略)

(新設)

(3) (略)

6. 身体検査の指針

(1) 規則第236条の47第1項の規定による別表第6の検査項目の欄に掲げる項目について身体検査を行わなければならない。

(2) 検査員又は医師は、技能証明の身体検査について十分に理解するとともに、自己の責任の下に身体検査合格証明書又は無人

<u>れか該当するもの</u>について十分に理解するとともに、<u>必要に応じ</u>、自己の責任の下に身体検査合格証明書又は無人航空機操縦者身体検査証明書<u>若しくは無人航空機操縦者身体適性検査証明書</u>の交付を行わなければならない。 (3) <u>検査員、医師又は登録更新講習機関</u>は、検査を行った結果及び所見、その他判定の根拠となる事項を必ず無人航空機操縦者身体検査証明書<u>又は無人航空機操縦者身体適性検査証明書</u>の医師記入欄に記入すること。 (4) III. に掲げる身体検査<u>又は身体適性検査</u>の各項目において、<u>検査員、医師又は登録更新講習機関</u>がその検査項目に関してより合理的であると認める手法がある場合、その手法を明確にしたうえで代替検査手法として設定することができる。この場合、当該代替検査手法は第三者が受検者に対して検査を実施しても再現可能であり、かつ、世間一般で広く認められた手法でなければならない。 (5) 身体検査<u>又は身体適性検査</u>を受けるにあたり、受検者の補助具の使用は妨げない。この場合、当該補助具の使用が必要である旨を別添1の6. 医師又は検査員所見欄<u>又は別添5の5. 医師又は検査員所見欄</u>に記入すること。	航空機操縦者身体検査証明書の交付を行わなければならない。 (3) <u>検査員又は医師</u>は、検査を行った結果及び所見、その他判定の根拠となる事項を必ず無人航空機操縦者身体検査証明書の医師記入欄に記入すること。 (4) III. に掲げる身体検査の各項目において、<u>検査員又は医師</u>がその検査項目に関してより合理的であると認める手法がある場合、その手法を明確にしたうえで代替検査手法として設定することができる。この場合、当該代替検査手法は第三者が受検者に対して検査を実施しても再現可能であり、かつ、世間一般で広く認められた手法でなければならない。 (5) 身体検査を受けるにあたり、受検者の補助具の使用は妨げない。この場合、当該補助具の使用が必要である旨を別添1の6. 医師又は検査員所見欄に記入すること。
III. <u>身体検査等</u>の方法 1. 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をされるものに限る。）及び二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に係る<u>身体検査実施基準</u>	III. <u>身体検査</u>の方法 1. 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をされるものに限る。）及び二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に係る<u>身体検査基準</u>

規則第236条の47の規定により、身体検査は次のいずれかの方法により行うものとする。

(1) ～ (3) (略)

1－1. ～ 1－3. (略)

2. 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をされるものに限る。）及び二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に係る身体適性確認実施基準

規則第236条の57第1項第1号の規定により、身体適性確認は次の方法により行うものとする。

(1) 有効な身体検査合格証明書、航空身体検査証明書又は国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるものの写しの提出。なお、「国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるもの」は、運転免許証又は航空機操縦練習許可書とする。

(2) 医師又は登録更新講習機関により申請前3月以内に受けた検査の結果を記載した別添5による無人航空機操縦者身体適性検査証明書の提出。

2－1. 身体検査合格証明書、航空身体検査証明書、運転免許証又は航空機操縦練習許可書の写しを提出した者の身体適性確認は、次の要領で行うものとする。

① 規則第236条の57第1項第1号の規定により、技能証明の有

規則第236条の47の規定により、身体検査は次のいずれかの方法により行うものとする。

(1) ～ (3) (略)

1－1. ～ 1－3. (略)

(新設)

効期間の更新の申請の日から1年以内に交付された身体検査合格証明書に関する書類確認は次の方法により行う。

イ 一等無人航空機操縦士試験（最大離陸重量25キログラム未満の回転翼航空機（ヘリコプター）、回転翼航空機（マルチローター）又は飛行機についての限定（以下「最大離陸重量25キログラム未満についての限定」という。）をしないもの（当該限定の変更をされるものを含む。）に限る。）の身体検査に合格した場合の身体検査合格証明書の提出があったときは、当該身体検査合格証明書の有効期間を確認の上、一等無人航空機操縦士試験及び二等無人航空機操縦士試験の身体適性基準に適合していることとする。

ロ 一等無人航空機操縦士試験（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をされるものに限る。）又は二等無人航空機操縦士試験の身体検査に合格した場合の身体検査合格証明書の提出があったときは、当該身体検査合格証明書の有効期間を確認の上、一等無人航空機操縦士試験（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をされるものに限る。）及び二等無人航空機操縦士試験の身体適性基準に適合していることとする。

② 規則第236条の57第1項第1号の規定により航空身体検査証明書の有効期間内に航空身体検査証明書の提出があったときは、当該航空身体検査証明書の有効期間を確認の上、身体適性基準に適合していることとする。

③ 規則第236条の57第1項第1号の規定による「国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるもの」とは、運転免許証又は航

空機操縦練習許可書がこれらの有効期間内に提出された場合とする。提出された運転免許証又は航空機操縦練習許可書の内容が身体検査基準に該当することの書類の確認の方法は次のとおりとする。

イ 運転免許証の提出があったときは、当該運転免許証の有効期間を確認の上、身体適性基準を満たしていることとする。ただし、条件が付されている場合にあっては、当該条件を付すこととする。

ロ 航空機操縦練習許可書の提出があったときは、身体適性基準を満たしていることとする。ただし、条件が付されている場合にあっては、当該条件を付すこととする。

2－2. 無人航空機操縦者身体適性検査証明書を提出した者の身体適性確認は、次の要領で行うものとする。

- ① 認定員は、無人航空機操縦者身体適性検査証明書に記載された検査の結果（診断書又は告知書等が添付されている場合は、当該診断書又は告知書等に記載された検査の結果を含む。）を確認するとともに、各検査項目について1－3. に定める判定方法に基づき身体適性基準を満たしていることの判定を行うこと。
- ② 無人航空機操縦者身体適性検査証明書に記載された検査の結果に不審な点が認められたときは、証明を行った医師又は登録更新講習機関に問い合わせる等適切な方法で確認を行うこと。
- ③ 無人航空機操縦者身体適性検査証明書に記載された検査の結果

果が身体適性基準に適合するかどうかを判定することができない場合であって、専門医等による診断の必要があると認めるときは、診断書の提出を求めることができる。

- ④ 検査項目別の合否判定は、1－3. に定める判定方法（色覚に係る部分を除く。）に基づき行うこと。

3. 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をされるものに限る。）及び二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に係る身体適性検査実施基準

3－1. 身体適性検査は次の方法により行うものとする。

身体適性検査について、医師又は登録更新講習機関における国土交通大臣が適切と認める職員は、規則別表第6の各検査項目（色覚に係る部分を除く。）について1－3（色覚に係る部分を除く。）の要領で検査を行い、別添5に記入するものとする。なお、身体適性検査の適否の判断にあたって、検査の一部を所属する医療機関又は登録講習機関以外の他の医療機関等を実施させることも許容されるが、適否の判断は当該医師又は登録更新講習機関が行うこと。

運動能力（身体機能の障害）に関する記載内容が、操縦しようとする無人航空機に応じた測定器具を使用する方法又は実際に無人航空機等を操縦させる等の方法による検査を必要とするものである場合は、技能証明の有効期間の更新の申請の日の1月前までに国土交通省航空局安全部無人航空機安全課に相談するも

のとする。

4. 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量 25 キログラム未満についての限定をしないもの（当該限定の変更をされるものを含む。）に限る。）に係る身体検査実施基準

規則別表第 6 に掲げる国際民間航空条約の附属書一第 177 改訂版に規定する第三種身体検査基準に相当する基準に適合するかどうかについて、検査及び判定を行うにあたり、その検査及び判定の方法を定めるものとする。

規則第 236 条の 47 の規定により、身体検査は次のいずれかの方法により行うものとする。

（１）規則第236条の47第２項の規定による書類の確認

医師により身体検査の申請前 6 月以内に受けた4－3. 身体検査項目に規定する検査項目についての検査の結果を記載した別添 1 及び別添 4（別添 1 に添付する別紙）による無人航空機操縦者身体検査証明書の提出。

（２）（略）

4－1. （略）

4－2. （略）

（１）（略）

（２）結果の報告

① （略）

② 身体検査の結果、一部適合できない箇所があった場合、本要領の4－3. 身体検査項目に記載の項目番号を別添4「35.

2. 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をしないもの（当該限定の変更をされるものを含む。）に限る。）に係る身体検査基準

規則別表第 6 に掲げる国際民間航空条約の附属書一第177改訂版に規定する第三種身体検査基準に相当する基準に適合するかどうかについて、検査及び判定を行うにあたり、その検査及び判定の方法を定めるものとする。

規則第236条の47の規定により、身体検査は次のいずれかの方法により行うものとする。

（１）規則第236条の47第２項の規定による書類の確認

医師により身体検査の申請前 6 月以内に受けた2－3. 身体検査項目に規定する検査項目についての検査の結果を記載した別添 1 及び別添 4（別添 1 に添付する別紙）による無人航空機操縦者身体検査証明書の提出。

（２）（略）

2－1. （略）

2－2. （略）

（１）（略）

（２）結果の報告

① （略）

② 身体検査の結果、一部適合できない箇所があった場合、本要領の2－3. 身体検査項目に記載の項目番号を別添4「35.

医師記入欄」に明記するものとする。

③ (略)

(3) (略)

4-3. 身体検査項目 (略)

4-3-1. 一般 (略)

4-3-2. 循環器系

4-3-2-1. 心電図検査 (略)

4-3-2-2. 循環器系一般 (略)

4-3-2-3. 末梢動脈疾患 (略)

4-3-2-4. 大動脈瘤 (略)

4-3-2-5. 心臓弁膜症 (略)

4-3-2-6. 血栓症 (略)

4-3-2-7. 一過性の意識障害 (失神) (略)

4-3-2-8. 血圧 (略)

4-3-2-9. 冠動脈疾患 (略)

4-3-2-10. 不整脈及び伝導障害 (略)

4-3-3. 呼吸器系

4-3-3-1. 検査 (略)

4-3-3-2. 慢性閉塞性肺疾患 (略)

4-3-3-3. 気管支喘息 (略)

4-3-3-4. 炎症性疾患 (略)

医師記入欄」に明記するものとする。

③ (略)

(3) (略)

2-3. 身体検査項目 (略)

2-3-1. 一般 (略)

2-3-2. 循環器系

2-3-2-1. 心電図検査 (略)

2-3-2-2. 循環器系一般 (略)

2-3-2-3. 末梢動脈疾患 (略)

2-3-2-4. 大動脈瘤 (略)

2-3-2-5. 心臓弁膜症 (略)

2-3-2-6. 血栓症 (略)

2-3-2-7. 一過性の意識障害 (失神) (略)

2-3-2-8. 血圧 (略)

2-3-2-9. 冠動脈疾患 (略)

2-3-2-10. 不整脈及び伝導障害 (略)

2-3-3. 呼吸器系

2-3-3-1. 検査 (略)

2-3-3-2. 慢性閉塞性肺疾患 (略)

2-3-3-3. 気管支喘息 (略)

2-3-3-4. 炎症性疾患 (略)

4-3-3-5. サルコイドーシス (略)

4-3-3-6. 気胸 (略)

4-3-3-7. 胸部手術 (略)

4-3-3-8. 睡眠時無呼吸症候群 (略)

4-3-4. 消化器系 (口腔及び歯牙を除く。)

4-3-4-1. 食道静脈瘤 (略)

4-3-4-2. 膵炎 (略)

4-3-4-3. 胆石症 (略)

4-3-4-4. 炎症性腸疾患 (略)

4-3-4-5. 排便異常 (略)

4-3-4-6. 消化器及び腹部手術の有無 (略)

4-3-5. 内分泌及び代謝疾患

4-3-5-1. 代謝疾患、内分泌疾患又は栄養障害 (略)

4-3-5-2. 肥満 (略)

4-3-5-3. 甲状腺疾患 (略)

4-3-5-4. 糖代謝異常 (略)

4-3-5-5. 糖尿病 (略)

4-3-6. 血液

4-3-6-1. 貧血 (略)

4-3-6-2. 凝固異常 (略)

4-3-6-3. リンパ球増殖性疾患 (略)

4-3-6-4. 白血病 (略)

2-3-3-5. サルコイドーシス (略)

2-3-3-6. 気胸 (略)

2-3-3-7. 胸部手術 (略)

2-3-3-8. 睡眠時無呼吸症候群 (略)

2-3-4. 消化器系 (口腔及び歯牙を除く。)

2-3-4-1. 食道静脈瘤 (略)

2-3-4-2. 膵炎 (略)

2-3-4-3. 胆石症 (略)

2-3-4-4. 炎症性腸疾患 (略)

2-3-4-5. 排便異常 (略)

2-3-4-6. 消化器及び腹部手術の有無 (略)

2-3-5. 内分泌及び代謝疾患

2-3-5-1. 代謝疾患、内分泌疾患又は栄養障害 (略)

2-3-5-2. 肥満 (略)

2-3-5-3. 甲状腺疾患 (略)

2-3-5-4. 糖代謝異常 (略)

2-3-5-5. 糖尿病 (略)

2-3-6. 血液

2-3-6-1. 貧血 (略)

2-3-6-2. 凝固異常 (略)

2-3-6-3. リンパ球増殖性疾患 (略)

2-3-6-4. 白血病 (略)

4-3-7. 腎臓、泌尿器系及び生殖器系

4-3-7-1. 尿検査異常 (略)

4-3-7-2. 腎疾患 (略)

4-3-7-3. 尿路結石 (略)

4-3-7-4. 腎臓及び泌尿器系の手術 (略)

4-3-8. 感染症

4-3-8-1. 感染症一般 (略)

4-3-8-2. 結核 (略)

4-3-9. 産婦人科系

4-3-9-1. 婦人科手術 (略)

4-3-9-2. 妊娠中 (略)

4-3-10. 運動器系

無人航空機の操縦に支障を来すおそれのある運動器（骨、関節、筋肉又は腱）の奇形、変形若しくは欠損又は機能障害がない者は適合とする。

義手等の補助具を使用し、通常の無人航空機の操縦に支障がない場合は適合とする。ただし、規則第 29 号の 10 様式 (身体適性検査の場合は規則第 29 号の 12 様式) において、身体機能及び運動機能の状態、補助具を明確に記載すること。

4-3-10-1. 手術の有無に関わらず、筋骨格系の炎症性又は進行性の変性疾患、外傷又は先天性異常による運動器

2-3-7. 腎臓、泌尿器系及び生殖器系

2-3-7-1. 尿検査異常 (略)

2-3-7-2. 腎疾患 (略)

2-3-7-3. 尿路結石 (略)

2-3-7-4. 腎臓及び泌尿器系の手術 (略)

2-3-8. 感染症

2-3-8-1. 感染症一般 (略)

2-3-8-2. 結核 (略)

2-3-9. 産婦人科系

2-3-9-1. 婦人科手術 (略)

2-3-9-2. 妊娠中 (略)

2-3-10. 運動器系

無人航空機の操縦に支障を来すおそれのある運動器（骨、関節、筋肉又は腱）の奇形、変形若しくは欠損又は機能障害がない者は適合とする。

義手等の補助具を使用し、通常の無人航空機の操縦に支障がない場合は適合とする。ただし、規則第 29 号の 10 様式において、身体機能及び運動機能の状態、補助具を明確に記載すること。

2-3-10-1. 手術の有無に関わらず、筋骨格系の炎症性又は進行性の変性疾患、外傷又は先天性異常による運動器

の機能障害、欠損、奇形、機能喪失がある場合は、無人航空機の操縦に支障を来さないことを確認し適合とすること。

4-3-11. 精神病及び神経症等 (略)

4-3-11-1. 薬物及びアルコール依存

依存の既往があり経過良好な者は、物質依存からの離脱期間も考慮し精神科専門医が評価し、適合とすることができる。十分な経過観察期間については、精神科専門医の助言を得ること。アルコール依存症については、内服等の治療を終了し寛解状態と判断されてから、断酒及び経過良好な状態が6か月以上、継続していることを確認すること。

血液検査での評価や自助グループの参加、ピアサポートの活用など、継続的な経過観察が無期限に必要となる場合がある。

4-3-11-2. 気分（感情）障害 (略)

4-3-11-3. 精神障害 (略)

4-3-11-4. 意図的な自傷行為 (略)

4-3-11-5. 認知症 (略)

4-3-11-6. 睡眠障害 (略)

4-3-12. 神経学

4-3-12-1. 脳波検査(EEG) (略)

4-3-12-2. てんかん (略)

4-3-12-3. 中枢神経系統の障害 (略)

の機能障害、欠損、奇形、機能喪失がある場合は、無人航空機の操縦に支障を来さないことを確認し適合とすること。

2-3-11. 精神病及び神経症等 (略)

2-3-11-1. 薬物及びアルコール依存

依存の既往があり経過良好な者は、物質依存からの離脱期間も考慮し精神科専門医が評価し、適合とすることができる。十分な経過観察期間については、精神科専門医の助言を得ること。アルコール依存症については、内服等の治療を終了し完解状態と判断されてから、断酒及び経過良好な状態が6か月以上、継続していることを確認すること。

血液検査での評価や自助グループの参加、ピアサポートの活用など、継続的な経過観察が無期限に必要となる場合がある。

2-3-11-2. 気分（感情）障害 (略)

2-3-11-3. 精神障害 (略)

2-3-11-4. 意図的な自傷行為 (略)

2-3-11-5. 認知症 (略)

2-3-11-6. 睡眠障害 (略)

2-3-12. 神経学

2-3-12-1. 脳波検査(EEG) (略)

2-3-12-2. てんかん (略)

2-3-12-3. 中枢神経系統の障害 (略)

4-3-12-4. 意識障害 (略)

4-3-12-5. 頭部外傷 (略)

4-3-12-6. 末梢神経系統及び自律神経系統の障害
(略)

4-3-13. 眼及び視機能

4-3-13-1. 総合的な眼科検査 (略)

4-3-13-2. 視力及び屈折度 (略)

4-3-13-3. 両眼視機能 (略)

4-3-13-4. 視野 (略)

4-3-13-5. 色覚 (略)

4-3-13-6. 緑内障 (略)

4-3-13-7. 眼科手術後の取り扱い (略)

4-3-14. 耳鼻咽喉

4-3-14-1. 検査 (略)

4-3-14-2. 聴力 (略)

4-3-14-3. 前庭障害 (略)

4-3-14-4. 言語障害 (略)

4-3-14-5. 口腔及び歯牙 (略)

4-3-15. 腫瘍

4-3-15-1. 腫瘍 (略)

5. 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明 (最大離陸

2-3-12-4. 意識障害 (略)

2-3-12-5. 頭部外傷 (略)

2-3-12-6. 末梢神経系統及び自律神経系統の障害
(略)

2-3-13. 眼及び視機能

2-3-13-1. 総合的な眼科検査 (略)

2-3-13-2. 視力及び屈折度 (略)

2-3-13-3. 両眼視機能 (略)

2-3-13-4. 視野 (略)

2-3-13-5. 色覚 (略)

2-3-13-6. 緑内障 (略)

2-3-13-7. 眼科手術後の取り扱い (略)

2-3-14. 耳鼻咽喉

2-3-14-1. 検査 (略)

2-3-14-2. 聴力 (略)

2-3-14-3. 前庭障害 (略)

2-3-14-4. 言語障害 (略)

2-3-14-5. 口腔及び歯牙 (略)

2-3-15. 腫瘍

2-3-15-1. 腫瘍 (略)

(新設)

重量25キログラム未満についての限定をしないもの（当該限定の変更をされるものを含む。）に限る。）に係る身体適性確認実施基準

規則別表第6に掲げる国際民間航空条約の附属書一第177改訂版に規定する第三種身体検査基準に相当する基準に適合するかどうかについて、確認及び判定を行うにあたり、その確認及び判定の方法を定めるものとする。

規則第236条の57第1項第1号の規定により、身体適性確認は、次のいずれかの書類の確認により行うものとする。

（1）医師又は登録更新講習機関により技能証明の有効期間の更新の申請前3月以内に受けた4－3．身体検査項目に規定する検査項目（色覚に係る部分を除く。）についての検査の結果を記載した別添5及び別添8（別添5に添付する別紙）による無人航空機操縦者身体適性検査証明書の提出。

（2）有効な一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をしないものに限る。）に係る身体検査合格証明書、航空身体検査証明書又は国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるものの写しの提出。なお、「国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるもの」は、航空機操縦練習許可書とする。

5－1．無人航空機操縦者身体適性検査証明書を提出した者の身体適性確認は、次の要領で行うものとする。

（1）認定員は、無人航空機操縦者身体適性検査証明書に記載された検査の結果（診断書又は告知書等が添付されている場合

は、当該診断書又は告知書等に記載された検査の結果を含む。）を確認することにより適合性の判定を行うこと。

（２）無人航空機操縦者身体適性検査証明書に記載された検査の結果に不審な点が認められたときは、証明を行った医師又は登録更新講習機関に問い合わせる等適切な方法で確認を行うこと。

（３）無人航空機操縦者身体適性検査証明書に記載された検査の結果が身体適性基準に適合するかどうかを判定することができない場合であって、専門医等による診断の必要があると認めるときは、診断書の提出を求めることができる。

５－２．身体検査合格証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書の写しを提出した者の身体適性確認は、次の要領で行うものとする。

（１）規則第236条の57第１項第１号の規定により、身体検査を受けた日から１年以内に一等無人航空機操縦士試験の資格についての技能証明（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をしないものに限る。）の身体検査に合格した場合の身体検査合格証明書の提出があったときは、当該身体検査合格証明書の有効期間を確認の上、身体適性基準を満たしていることとする。

（２）規則第236条の57第１項第１号の規定により航空身体検査証明書の有効期間内に航空身体検査証明書の提出があったときは、当該航空身体検査証明書の有効期間を確認の上、身体適性基準を満たしていることとする。

(3) 規則第236条の57第1項第1号の規定による「国土交通大臣がこれらと同等以上と認めるもの」とは航空機操縦練習許可書がその有効期間内に提出された場合とする。航空機操縦練習許可書の提出があったときは、一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明(最大離陸重量25キログラム未満についての限定をしないもの)の身体適性基準を満たしていることとする。ただし、条件が付されている場合にあつては、当該条件を付することとする。

6. 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明(最大離陸重量25キログラム未満についての限定をしないもの(当該限定の変更をされるものを含む。)に限る。)に係る身体適性検査実施基準
規則別表第6に掲げる国際民間航空条約の附属書一第177改訂版に規定する第三種身体検査基準に相当する基準に適合するかどうかについて、検査及び判定を行うにあたり、その検査及び判定の方法を定めるものとする。

6-1. 身体適性検査は、次の要領で行うものとする。

(1) 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明(最大離陸重量25キログラム未満についての限定をしないもの)に係る身体適性基準は、国際民間航空条約の附属書一に規定する第三種身体検査基準に相当する基準が定められていることから、当該基準に適合することについての身体適性検査は、医学的知見を有する者として医師の診断により行うものとし、当該医師については、医療法(昭和23年法律第205号)第

(新設)

7条の許可を受けた病院又は診療所若しくは同法第8条の届出を行った診療所に所属しているものとする。なお、身体適性検査の適否の判断にあたって、検査の一部を所属する医療機関以外の他の医療機関等を実施させてもよいが、適否の判断は当該医師が行うこと。

(2) 医師は、本要領の4-3. 身体検査項目に定める検査項目別の適合性の評価について、4-3の要領に定める判定方法及び基準（色覚に係る部分を除く。）に基づき行うこと。精査については、その分野の専門医により精査及び評価を行うこと。その評価を医師が確認し、無人航空機の操縦に支障を来すおそれがない場合は、適合とする。

(3) 身体適性検査の結果、一部適合と判定できない項目があった場合、本要領の4-3. 身体検査項目に記載の項目番号を別添8「35. 医師記入欄」に明記するものとする。

(4) (3)の項目において、補助具の使用、定期的な検査、薬物治療開始後の経過観察などにより対処可能であると判断できた場合、法第132条の44第1項に基づき技能証明に条件を付して身体適性基準への適合とすることができる。この場合には、別添8「39. 条件付き適合に係る条件又は不適合の理由」に、疾患名、条件の内容（眼鏡に関して証明に付した条件を除く。）を明記するものとする。

(5) 運動能力（身体機能の障害）に関する記載内容が、操縦しようとする無人航空機に応じた測定器具を使用する方法又は実際に無人航空機等を操縦させる等の方法による検査を必要とするものである場合は、技能証明の有効期間の更新の

<u>申請の日の1月前までに国土交通省航空局安全部無人航空機安全課に相談するものとする。</u>	
IV. 個人情報の保護 (1) <u>検査員、検査員補助員、認定員、医師又は登録更新講習機関</u>は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)等に基づき、個人情報の適正な取扱いを行うこと。 (2) <u>検査員、検査員補助員、認定員、医師又は登録更新講習機関</u>は、法令に基づく場合等を除き、申請者本人の同意を得ないで、技能証明以外の目的で、身体検査<u>又は身体適性確認若しくは身体適性検査</u>で知り得た情報を取り扱ってはならない。 (3) (略)	IV. 個人情報の保護 (1) <u>検査員、検査員補助員又は医師</u>は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)等に基づき、個人情報の適正な取扱いを行うこと。 (2) <u>検査員、検査員補助員又は医師</u>は、法令に基づく場合等を除き、申請者本人の同意を得ないで、技能証明以外の目的で、身体検査で知り得た情報を取り扱ってはならない。 (3) (略)
V. その他 (1) (略) (2) <u>検査員、認定員、医師又は登録更新講習機関</u>は、自らの身体検査<u>又は身体適性確認若しくは身体適性検査</u>を行ってはならない。 (3) (略)	V. その他 (1) (略) (2) <u>検査員又は医師</u>は、自らの身体検査を行ってはならない。 (3) (略)
別添1～別添4 (略) <u>別添5～別添8</u>	別添1～別添4 (略) <u>(新設)</u>

附 則 (令和7年3月5日 国空無機第63283号)

この通達は、令和7年3月5日から施行する。

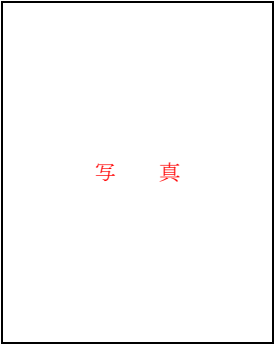
別添 5

航空法施行規則第 29 号の 12 様式

無人航空機操縦者身体適性検査証明書

(申請者記入)

氏 名 (ふりがなをつけること。)	生 年 月 日	性 別
	年 月 日	男 女
更新をし、又は再交付を受けようとする無人航空機操縦者技能証明に係る資格の区分及び 限定事項		
資格区分	限 定 事 項	
	種 類	重 量
一 等	ヘリコプター	25 kg 未満
二 等	マルチローター	
	飛行機	昼 間
目 視 内		
住 所		
電話番号 ()		



(医師記入)

1. 視 力

裸 眼 視 力 (矯 正 視 力)	左 ()	右 ()	両眼 ()
視 野 (矯正をしても一眼が 0.3 未満の者の場合のみ記入)	左	右	

2. 聴 力

聴 力	左	右	両耳
	可 不可	可 不可	可 不可

3. 疾 病

疾病の有無	病名及び程度 (疾病のある者の場合のみ記入)	操縦への支障
有 無		有 無

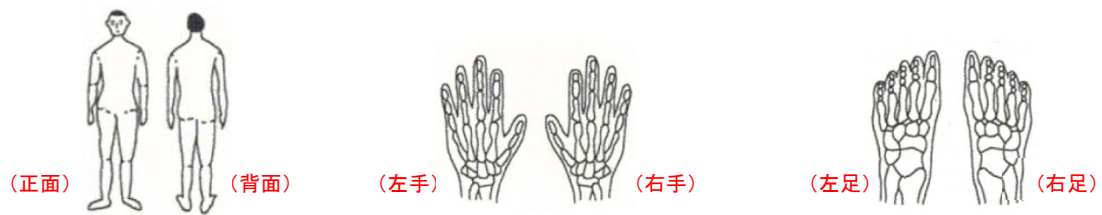
4. 身体機能の障害

(1) 身体機能の障害の有無

身体機能の障害の有無	障 害 の 内 容 及 び 程 度
握 力 (手指に障害のある者の場合のみ記入)	左 kg 右 kg

(2) 身体機能の障害の部位（身体機能の障害がある者の場合のみ記入）

切断部位は _____、障害部位は  により図示すること。



(3) 運動機能（身体機能に障害のある者の場合のみ記入）

① 関節の屈伸

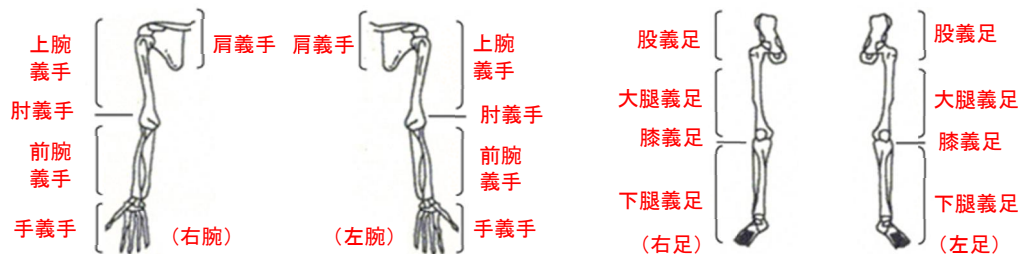
手指の屈伸	できる	できない
手の屈伸	できる	できない
膝の屈伸	できる	できない
歩行	できる	できない

② 障害のある関節（関節の屈伸のいずれかができなかった者の場合のみ記入）

手関節	肘関節	肩関節
左 右	左 右	左 右
股関節	膝関節	足関節
左 右	左 右	左 右

(4) 義手義足（義手又は義足を装着している者の場合のみ記入）

義手義足を装着している部分を  により図示すること。



5. 医師又は検査員所見（受検者の無人航空機操縦者としての業務又は操縦について指摘すべきことがあれば記入）

航空法施行規則別表第六の検査項目について 年 月 日に検査を行った結果、上記のとおりであることを証明します。

医師又は検査員の氏名

医療機関又は登録更新講習機関の名称、

所在地及び連絡先

無人航空機操縦者身体適性検査証明書

(申請者記入)

この欄は申請者ご本人が記入してください。

氏 名 (ふりがなをつけること。)	生 年 月 日	性 別
こうくう たろう 航空 太郎	1987年6月5日	☒ 男 ☐ 女
更新をし、又は再交付を受けようとする無人航空機操縦者技能証明に係る資格の区分及び 限定事項		
資格区分	限 定 事 項	
	種 類	重 量
一 等	ヘリコプター	25 kg 未満
☒ 二 等	マルチローター	
	飛行機	
		飛行の方法
		目視内
		限定する事項に○を記入してください。
住 所		
電話番号 ()		

必ず写真を貼ってから
検査を受けること。

写真

医師の印

医師の印

(医師記入) ※一等無人航空機操縦士の資格についての無人航空機操縦者技能証明(最大離陸重量 25kg 未満についての限定をしないものに限る。)の場合には1～3への記入は不要。検査結果等については、別添 8 の様式に記入し、本様式に添付すること。

1. 視 力 矯正視力でも、一眼の視力が0.3未満の場合、0.3以上見える眼の視野角度を必ず数値でご記入ください。

裸 眼 視 力 (矯 正 視 力)	左 (0 . 8)	右 (0 . 9)	両眼 (1 . 0)
視 野 (矯正をしても一眼が0.3未満の者の場合のみ記入)	左 1 5 0 °	右	

2. 聴 力 補聴器使用可

聴 力	左	右	両耳
	☒ 可 ☐ 不可	☒ 可 ☐ 不可	可 ☐ 不可

3. 疾 病

疾病の有無	病名及び程度 (疾病のある者の場合のみ記入)	操縦への支障
有 無	一等無人航空機操縦士 (最大離陸重量 25 キログラム未満についての限定をされるものに限る。) 及び二等無人航空機操縦士の身体適性検査においては必ずしも記載する必要はありません。	有 無

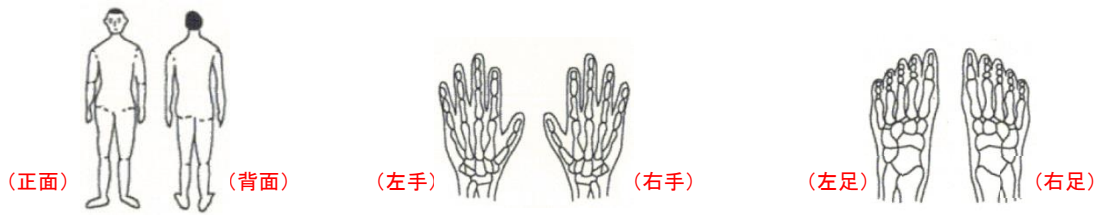
4. 身体機能の障害

(1) 身体機能の障害の有無

身体機能の障害の有無	障 害 の 内 容 及 び 程 度
	障害がある場合、(3) の運動機能等についても記入ください。 併せて、(2) 及び (4) についても所要項目にご記入ください。
握 力 (手指に障害のある者の場合のみ記入)	左 kg 右 kg

(2) 身体機能の障害の部位（身体機能の障害がある者の場合のみ記入）

切断部位は _____、障害部位は  により図示すること。



(3) 運動機能（身体機能に障害のある者の場合のみ記入）

① 関節の屈伸

手指の屈伸	できる	できない
手の屈伸	できる	できない
膝の屈伸	できる	できない
歩行	できる	できない

② 障害のある関節（関節の屈伸のいずれかができなかった者の場合のみ記入）

手関節	肘関節	肩関節
左 右	左 右	左 右
股関節	膝関節	足関節
左 右	左 右	左 右

●視力

両眼で0.7以上であること（矯正視力可）。但し、一眼の視力が0.3未満の場合は、他眼の視野が左右150°以上で、視力が0.7以上であることあること。

●聴力

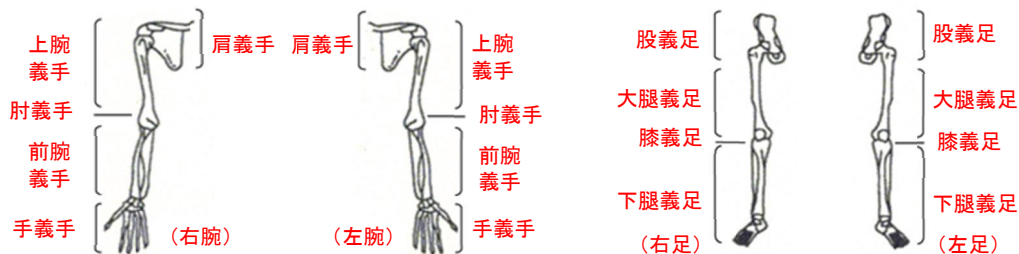
オーディオメーターを使用する場合は片耳毎に検査し、会話による検査の場合は2m後方から通常の会話の音声を両耳で聞こえれば正常と判定してください。

●身体機能の障害

軽症であって無人航空機の操縦に支障をきたさないと認められること。ただし、障害の程度により専門医又は医師の診断書又は証明書が必要になる場合があります。

(4) 義手義足（義手又は義足を装着している者の場合のみ記入）

義手義足を装着している部分を  により図示すること。



5. 医師又は検査員所見（受検者の無人航空機操縦者としての業務又は操縦について指摘すべきことがあれば記入）

医師は、てんかん、再発性の失神、無自覚症状の低血糖症、そう鬱病、重度の眠気の症状を呈する睡眠障害、認知症及びアルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒について症状が認められる場合は参考情報としてご記入ください。

※一等無人航空機操縦士の資格についての無人航空機操縦者技能証明（最大離陸重量25kg未満についての限定をしないものに限る。）の場合の検査結果等については、別添8の様式に記入し、本様式に添付すること。

航空法施行規則別表第六の検査項目について _____ 年 _____ 月 _____ 日に検査を行った結果、上記のとおりであることを証明します。

検査実施日をご記入をお願いします。

医師又は検査員の氏名

医療機関又は登録更新講習機関の名称、

所在地及び連絡先

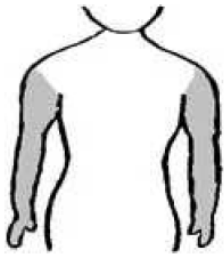
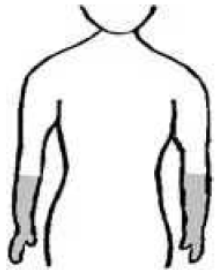
医師の氏名、医療機関の名称、住所の記名

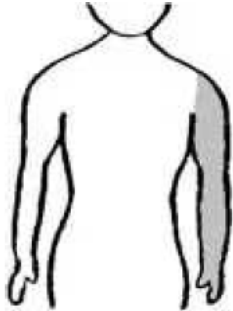
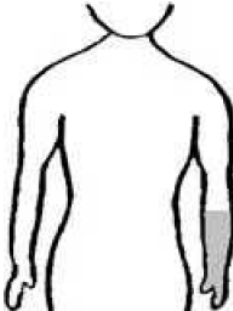
押印又は署名ください。電話番号もご記入をお願いします。

医師の印

別添 7 身体障害の状態及び条件内容

受検者の身体障害の状態に応じ、技能証明試験に合格した者に与える一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量 25 キログラム未満についての限定をされるものに限る。）及び二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に付する条件についての判断の基準は次のとおりとする。

身体障害の程度※		技能証明の条件内容
部位	程度	
両上肢	1. 両上肢をひじ関節以上で欠くもの、又は両上肢の用を全く廃したもの。 	・下肢で操作可能な操縦装置に限るものとする。
	2. 両上肢をひじ関節を残して先の部分で欠くもの、又は両上肢の機能に著しい障害のあるもの。 	・義手（操縦操作上有効な義手。以下同じ。）を使用するものとする。 ・上肢の機能を補う装具を使用するものとする。 ・前二項の条件を満たさない場合は下肢で操縦可能な操縦装置を使用するものでもよい。
	3. 両上肢の全ての指を欠くもの、又はこれと同等の機能障害のあるもの。 	・義指（操縦操作上有効な義指）を使用するものとする。 ・両上肢の機能を補う装具を使用するものとする。 ・前二項の条件を満たさない場合は下肢で操縦可能な操縦装置を使用するものでもよい。
	4. 両上肢の親指以外に 2 指を欠くもの、又はこれと同等の機能障害のあるもの。 	・身体障害の程度に応じて操作可能な操縦装置に限るものとする。

片上肢	1. 片上肢を肩関節から先の部分で欠くもの、又は片上肢の機能を全廃したもの。 	・片上肢又は下肢で操縦可能な操縦装置に限るものとする。
	2. 片上肢のひじ関節を残して先の部分で欠くもの、又はこれと同等の機能障害のあるもの。 	・義手を使用するものとする。 ・片上肢の機能を補う装具を使用するものとする。 ・前二項の条件を満たさない場合は下肢で操縦可能な操縦装置を使用するものでもよい。
障害が重複する場合	・上肢に著しい障害があるもの。 ・四肢のほか、頭部又は体幹に機能障害があるもの。	・身体障害の程度に応じて操作可能な操縦装置に限るものとする。ただし、身体の状態又は操縦の技能によっては、当該操縦装置に限る条件は付さないこともできる。
備考	1 技能証明の条件の記載は、操縦することができる無人航空機の種類の限定、補助装置に関するもの、身体に関するものを組み合わせて行うこと。 2 特別に改造した無人航空機を使用して実地試験を行った場合は、当該使用無人航空機と同じ条件のものに限ること。 3 無人航空機操縦者技能証明において、両下肢若しくは片下肢を股関節若しくはひざ関節から先の部分で欠くもの、又は両下肢若しくは片下肢の機能を全廃したもの、又は両下肢若しくは片下肢の機能に著しい障害があるものについては、無人航空機を飛行させるについて必要な条件の設定は不要とする。	